

尼崎市教育委員会 2月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成31年2月25日 午後4時10分～午後5時32分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教 育 長	松 本 眞
	教育長職務代理者	濱 田 英 世
	委 員	仲 島 正 教
	委 員	磯 田 雅 司
	委 員	徳 山 育 弘

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長	白 畑 優
教 育 次 長	西 野 信 幸
事 務 局 参 与	能 島 裕 介
管 理 部 長	尾 田 勝 重
施 設 担 当 部 長	橋 本 謙 二
学 校 運 営 部 長	梅 山 耕 一 郎
学 校 教 育 部 長	平 山 直 樹
教 育 総 合 セ ン タ ー 所 長	西 川 嘉 彦
社 会 教 育 部 長	牧 直 宏
企 画 管 理 課 長	高 木 健 司
学 務 課 長	池 下 克 哉
中 学 校 給 食 担 当 課 長	小 島 大 作
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	荻 田 昭 憲
こ だ も 自 立 支 援 担 当 課 長	嶋 名 雅 之
学 校 給 食 セ ン タ ー 整 備 室 長	山 口 泰 範
給 食 セ ン タ ー 整 備 担 当 課 長	松 浪 弘 毅

日程第1 議事録の承認

日程第2 議 事

- (1) 議案第9号 尼崎市立学校のスポーツ施設の使用に関する規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第10号 尼崎市立学校文書規程の一部を改正する訓令について
- (3) 議案第11号 丹波少年自然の家事務組合規約の一部変更に関する協議に係る教育委員会の意見について

日程第3 協議・報告事項

- (1) 「不登校支援を行う民間施設等に係るガイドライン」制定にあたって
- (2) (仮称) 尼崎市立学校給食センター整備・運営にかかる進捗状況の報告について

日程第4 教育長の報告と委員協議-

午後4時10分、教育長は開会を宣した。

松本教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。それでは、これより日程に入ります。日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。高木企画管理課長。

企画管理課長 1月定例会の議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。

松本教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。
1月定例会の議事録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。
次に、日程第2「議事」に移ります。「議案第9号 尼崎市立学校のスポーツ施設の使用に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。荻田スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長 スポーツ振興課長でございます。それでは、「議案第9号 尼崎市立学校のスポーツ施設の使用に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。お手元の資料の13ページをお開きください。本議案は、平成31年6月1日から、あまよう特別支援学校の学校開放事業の開始に伴い、「尼崎市立学校のスポーツ施設の使用に関する規則」の一部を改正する必要性が生じたことから提出させていただくものです。主な改正内容は、まず、尼崎市立学校のスポーツ施設の使用に関する規則の第1条第1項に定めるこの規則の趣旨について、現在「市立小学校及び中学校」としているものを「市立小学校、中学校及び特別支援学校」に改めます。次に、別表第1について、あまよう特別支援学校の使用に供するスポーツ施設として、体育館を加えます。そして、別表第2について、あまよう特別支援学校のスポーツ施設の供用日及び供用時間を加えます。供用日、時間については現行の小学校の学校開放と同様で平日は午後5時から午後8時30分まで、土曜日は午後2時から午後8時30分まで、日曜日及び休日については午前9時30分から午後8時30分まででございます。施行期日は、平成31年4月1日でございます。資料といたしまして、現行の「尼崎市立学校のスポーツ施設の使用に関する規則」と同規則の「新旧対照表」を添付させていただいておりますので、併せてご清覧ください。以上で、「議案第9号 尼崎市立学校のスポーツ施設の使用に関する規則の一部改正について」のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員 あまよう特別支援学校のプールを開放することは検討しているのか。

スポーツ振興課長 一般開放をするには監視員を配置するなどの安全管理の徹底が必要なため、今のところ検討しておりません。

仲島委員 障害者が利用できるよう検討してほしい。

スポーツ振興課長 要望等ありましたら今後検討してまいります。

仲島委員 要望がなくとも開放するようにしてもらいたい。

濱田委員 一般開放でなくても、グループに貸すなどのようにして地域に開放していただきたい。

スポーツ振興課長 今後検討していきます。

松本教育長 小中学校のプール開放はここに含まれないのか。

スポーツ振興課長 学校のプール開放は一般開放とはまた別で、地域団体が運営して教育委員会が支援している事業になります。

磯田委員 体育館に入る動線は。

スポーツ振興課長 北門か西門から入りスロープかエレベーターで2階に上がっていただくか、または屋外にある階段で2階の体育館へ行く動線で検討しております。

濱田委員 冷房等は使用できるのか。

スポーツ振興課長 一般開放ではエアコンは使用出来ませんが、扇風機は使用できます。

仲島委員 一般開放の件ではないが、あまよう特別支援学校で車椅子バスケットの試合等ができたらいと思う。

スポーツ振興課長 尼崎市は車椅子バスケットのチームがないので、特段、障害者枠を設けるのではなく一般開放としています。

仲島委員 車椅子バスケットチームが今なくても、枠を設けることで新しいチームができるかもしれない。

スポーツ振興課長 今後また優先枠等を検討していきたいと思います。

松本教育長 来年度、スポーツ推進計画を検討していくので、そこで検討してもいいかもしれない。

磯田委員 あまよう特別支援学校の体育館は床材や壁材は一般とは違い障害者の方も使えるので、開放することが望ましいと思う。

松本教育長 障害者のスポーツ団体とは繋がりがあるのか。

スポーツ振興課長 障害者のスポーツ団体は障害福祉課が窓口になっておりますが、尼崎市においては障害者のスポーツ団体の活動実績はほとんどありません。

仲島委員 パラリンピックもあるのでこの機会に、あまよう特別支援学校を広めてほしい。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。

松本教育長 お諮りいたします。「議案第9号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第9号」は原案のとおり可決いたしました。続きまして、「議案第10号 尼崎市立学校文書規程の一部を改正する訓令について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。池下学務課長。

学務課長 学務課長でございます。それでは、議案第10号の内容につきましてご説明申し上げます。これは、平成31年3月末をもちまして、園和幼稚園を廃止することに伴いまして、尼崎市立学校文書規程中、別表の園和幼稚園の部分を削除しようとするものでございます。23ページの新旧対照表をご覧ください。別表には、学校名と文書の右上に記載するどこから発信されているかを明示する「文書記号」の欄を設けております。この別表の下から3つ目の欄ですが、現行は園和幼稚園が掲載されておりますが、これを削除しようとするものでございます。施工期日は、平成31年4月1日を予定しております。以上、簡単ではございますが、議案第10号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第10号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第10号」は原案のとおり可決いたしました。続きまして、「議案第11号 丹波少年自然の家事務組合規約の一部変更に関する協議に係る教育委員会の意見について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。高木企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。それでは、「議案第11号 丹波少年自然の家事務組合規約の一部変更に関する協議に係る教育委員会の意見について」ご説明申し上げます。お手元の資料の28ページの「議案説明資料」をお開きください。本議案は、丹波少年自然の家事務組合を組織する篠山市が平成31年5月1日から市名を「篠山市」から「丹波篠山市」に変更することに伴い、丹波少年自然の家事務組合規約を変更する必要が生じたことにより、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条の規定に基づき、市議会から教育委員会としての意見を求められていることから、丹波少年自然の家事務組合規約の一部を変更することに異議がない旨の意見を申し出るため、提出させていただくものです。主な協議内容といたしましては、丹波少年自然の家事務組合規約第2条中の「篠山市」とあるところを「丹波篠山市」に、また、別表中の「篠山市」とあるところを「丹波篠山市」に改めることについてでございます。施行期日は、市名変更日に合わせ、平成31年5月1日でございます。資料といたしまして、市議会からの「丹波少年自然の家事務組合規約の一部変更に関する協議に係る教育委員会の意見について」の依頼文と市長が議会に提案した議案の写しを添付させていただいておりますので、併せてご清覧ください。以上で、「議案第11号 丹波少年自然の家事務組合規約の一部変更に関する協議に係る教育委員会の意見について」のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

松本教育長 全体像についてわかりやすく説明してもらいたい。

企画管理課長 阪神7市1町、篠山市、丹波市で事務組合としておりまして、規約をもうけおりまして、この規約を変更するにはそれぞれの市町で議決を得る必要があります。

松本教育長 丹波少年自然の家を阪神7市1町と丹波市、篠山市で費用分担をして運営しているので、運営するための事務組合の規約の改正になるということでのいいのか。

企画管理課長 そのとおりです。

仲島委員 丹波少年自然の家を尼崎市の小学校は何校が利用しているのか。

企画管理課長 尼崎市の小学校は10校が利用しており、他にはボーイスカウトやサッカークラブが利用しております。

松本教育長 なぜ美方高原自然の家を利用するのが多いのか。

学校教育部長 美方高原自然の家の方が遠いですが自然が多く、アクティビティも充実しているため利用者が多いです。ただ、病院などは近くにないため、肢体不自由の子や障害のある子がいる場合は丹波少年自然の家に優先していくことが多いです。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。

松本教育長 お諮りいたします。「議案第11号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第11号」は原案のとおり可決いたしました。ここで、職員の入替えを行います。

~~~~~以下 議事の要は非公開とする~~~~~

松本教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。これをもちまして、尼崎市教育委員会2月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会2月定例会の議事の全部を終了したので、午後5時32分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会2月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。